

第 11 号議案

財産取得の件（神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業により建設又は整備する施設建築物及び施設建築敷地の部分のうち、神戸市の取得する保留床（ホール））

神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業により建設又は整備する施設建築物及び施設建築敷地の部分のうち、神戸市の取得する保留床（ホール）として、次のとおり建物及び土地を買い入れる。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1	買入物件	施設名	神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業により建設又は整備する施設建築物及び施設建築敷地の部分のうち、神戸市の取得する保留床（ホール）
		所在地	神戸市中央区雲井通 5 丁目
		構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階地上 32 階建て、塔屋 2 階建て
		買入部分	地下 2 階及び 1 階から 10 階までのホールの専有部分の一部（28,560,205 分の 22,802,963）並びにそれに照応する共用部分の持分及び施設建築敷地の持分
		延べ面積	ホールの専有部分の一部 12,706.29 平方メートル 上記専有部分の一部に照応する共用部分の持分相当面積 9,814.36 平方メートル
		敷地面積	上記専有部分の一部に照応する施設建築敷地の持分相当面積 3,271.96 平方メートル
2	買入価格		228 億 296 万 3,000 円。ただし、金額は工事完了後に神戸市不動産

産評価審議会の評定を得た上で確定するものとする。

- 3 売 渡 人 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号
雲井通5丁目再開発株式会社
代表取締役 鳥居 聡
- 4 支出科目 一般会計 市民費 市民費
市民文化費 公有財産購入費

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第3条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。